

居宅介護サービス・介護予防サービス契約書

この契約書は、
谷田福社会 理事長 岸 弘道（以下「事業者」と略します。）と社会福祉法人刈
様（以下「利用者」と略します。）との間に、居宅介護サ
ービスを実施するための取り決めを行なうためのものです。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法、そのほかの関係する法令及びこの契約書にしたがい、
利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日
常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

1 通所介護

- 長岡市デイサービスセンターおおの苑
 栃尾デイサービスセンターいずみ苑

(契約書別紙①) 契約の開始日 令和 年 月 日
契約の終了日 令和 年 月 日

2 介護予防通所介護・介護予防通所サービス

- 長岡市デイサービスセンターおおの苑
 栃尾デイサービスセンターいずみ苑

(契約書別紙①) 契約の開始日 令和 年 月 日
契約の終了日 令和 年 月 日

3 短期入所生活介護

- 短期入所事業いずみ苑

(契約書別紙②) 契約の開始日 令和 年 月 日
契約の終了日 令和 年 月 日

4 介護予防短期入所生活介護

- 短期入所事業いずみ苑

(契約書別紙②) 契約の開始日 令和 年 月 日
契約の終了日 令和 年 月 日

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、次のとおりとします。

契約の開始日 第1条に定めるとおり

契約の満了日 利用者の要介護（又は要支援）認定の有効期間の満了日
令和 年 月 日

2 契約満了日までに、利用者から契約を解約したいとする申し出がない限り、契約は
自動的に更新されます。

(利用者負担金の納入)

第3条 この契約にかかわる利用者負担金は、重要事項（説明書）別紙に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業者は、当月の料金合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金合計額を翌月25日までに（現金、口座振込、口座振替）の方法で支払います。
- 4 前項に定める引き落としに要する料金については、利用者のご負担とさせていただきます。
- 5 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

(利用者負担金及びその滞納など)

第4条 利用者が正当な理由なく、事業者へ支払うべき利用者負担金を2カ月分以上滞納したときは、事業者は1カ月以上の猶予期間をおいたうえで支払いの期限を定め、その期限までに利用者が利用者負担金を支払わない場合は、契約を解約する旨通告することができます。

通告を行なった場合であっても、契約の継続を考慮し、利用者との調整のための努力をします。

- 2 前項に定める通告を行なった場合は、事業者は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者へ、その旨を連絡します。
- 3 事業者は、調整の努力を行ない、かつ調整の期間（通告から1カ月）を経過した場合には、この契約を文書により解約することができます。

(利用者の解約権)

第5条 利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

- 2 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しない場合。
- 3 サービス提供にあたり事業者が、利用者の身体、財産、名誉等を傷つけ、または著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設けることなく契約を解約することができます。
- 4 事業所が、第13条に定める守秘義務に違反をした場合。
- 5 この規定により契約を解約する場合であっても、損害賠償請求の権利に影響を及ぼすものではありません。

(事業者の解約権)

第6条 事業者は、次の各号いずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(1) 利用者又は家族等が事業者やサービス従業者に対し、暴言、暴力、その他ハラスメント行為等により、生命、身体、精神、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、事業者が困難と判断した場合。

(2) 第4条第3項に該当する場合。

(3) 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施区域外に転居し、事業者においてサービス提供の継続が困難であると見込まれる場合。

2 事業者は、契約を解約する場合にあっても、その理由を文書により利用者に示すこととします。

3 事業者が契約を解約する場合においては、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者（または地域包括支援センター）及び必要に応じて、保険者等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第7条 この契約は、次の各項のいずれかに該当する場合には終了します。

2 利用者から第2条第2項に定める契約を解約したいとする意思表示があり、契約期間が満了した場合。

3 第5条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合。

4 第6条に定める事業者からの解約の意思がなされた場合。

5 次のいずれかに該当することにより居宅介護サービスを提供することができなくなったとき。

(1) 利用者が、介護保険施設に入所したとき。

(2) 利用者が、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を受けることとなったとき。

(3) 利用者が、要介護認定、又は要支援認定を受けることができなかったとき。

(4) 利用者が、死亡したとき。

(損害賠償)

第8条 事業者は、居宅介護サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

- 2 事業者は民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しております。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者またはご家族に当該保険の調査等の手続きにご協力いただくことがあります。
- 3 利用者または家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。
- 4 利用者又は家族等は、自己の責に帰すべき事由により事業者に損害を与えた場合、その損害について賠償をする責任を負います。

(連絡義務)

第9条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先にすみやかに連絡するとともに医師に連絡をとる等必要な措置を行ないます。

- 2 事業者は、利用者の急変など緊急事態の際、連絡窓口となり居宅介護支援事業者と連携を図ります。
- 3 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように居宅介護支援事業者に情報提供を行います。

(事故発生時等の対応)

第10条 サービスの提供により事故が発生した場合には、すみやかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。

(苦情対応)

第11条 事業者は、提供されたサービスについて利用者からの苦情を受ける窓口担当者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

- 2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行なうことができ、また、苦情の申し立てを行なうことにより事業者は一切不利益な取り扱いをいたしません。
- 3 事業者は、必要に応じて新潟県国民健康保健団体連合会へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

(サービスの提供の記録など)

第12条 事業者は、サービス提供の記録などを作成し、その完結の日から5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいは、その複写を交付します。

- 2 利用者及び利用者の後見人(必要に応じて利用者の家族を含む)は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし複写に際しては、実費相当額を請求できるものといたします。
- 3 事業者は、第7条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する居宅介護支援事業者などへサービスの提供の記録などの写しを交付できるものとします。

(守秘義務)

- 第13条 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または家族に関する秘密や個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者または家族の個人情報について、サービス計画作成立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員及びサービス事業所との連絡調整において必要な場合に限り、必要最低限の範囲で使用します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(個人情報提供の同意)

- 第14条 利用者が、利用申し込み等の際及び事業者がサービスを提供するうえで利用者又は利用者の家族の個人情報が必要な場合は、事業者において保険者、主治医及び関係機関から情報提供を受けること、さらに事業者が必要とされる期間まで継続されることについても、目的外の利用をしないことを条件に同意いたします。
- 2 事業者は、サービス担当者会議における情報の共有、又はサービスを提供するうえでの連絡調整のため必要な場合に限り、居宅介護支援事業者、居宅サービス計画に位置づけられた居宅サービス事業者、主治医及び保険者に対し、利用者又は利用者の家族の個人情報を提供できるものとします。

(契約外条項)

- 第15条 介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に定めない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

【契約書別紙①】

通所介護・介護予防通所サービス
 (長岡市デイサービスセンターおおの苑) 重要事項 (説明書)

◎ わたしたち (事業者) の概要は、次のとおりです。

事業所名	長岡市デイサービスセンターおおの苑	法人名	社会福祉法人刈谷田福祉会	
所在地	長岡市栃尾大野町3丁目4番2号	電話番号	0258-53-5139	
新潟県 指定年月日	平成13年4月7日 (番号 1570202174)	利用定員	30人 (介護予防通所サービス含む)	
長岡市 指定年月日	平成27年4月1日 (番号 1570202174)	利用定員	30人 (通所介護含む)	
従業者の概要 (介護予防通所サービス兼務)	生活相談員	1人以上	資格：社会福祉士・社会福祉主事 介護支援専門員・一定の業務経験のある 介護福祉士	
	看護職員 (機能訓練指導員兼務)	1人以上	資格：看護師・准看護師	
	介護職員	4人以上	資格：介護福祉士・介護員	
	機能訓練指導員 (看護職員兼務)	1人以上	資格：看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・柔道整復師・あん摩 マッサージ指圧師	
	送迎車両	5台	送迎従事職員	5人以上
施設設備の概要 (介護予防通所サービス共有)	食堂兼機能訓練室	138.4㎡	相談室 (1室)	13.8㎡
	休養室	106.4㎡		
	浴室	一般浴槽	特殊浴槽	1台

○ 営業日及び営業時間

営業日は通年です。

営業時間は、8時00分から18時00分 (送迎を含む) です。サービス提供時間帯は、9時30分から16時30分です。

○ 実施地域

長岡市

◎ わたしたち (事業者) があなたに提供するサービスの概要は、次のとおりです。

1 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、通所介護及び介護予防通所サービスです。

「通所介護」は、要介護1～5のかたに通所介護施設において日常生活上のお世話、機能訓練及び口腔機能向上、入浴の提供などを行うことにより心身の機能維持、向上を目指すためのサービスです。

「介護予防通所サービス」は、事業対象者・要支援 1・2のかたに介護予防通所介護施設において日常生活上の支援、運動機能向上及び口腔機能向上などのサービスを選択していただくことにより心身の機能維持、向上を目指すためのサービスです。

あなたに提供するサービス（通所介護）

サービスの内容	提供の有無	おおむねの提供時間帯
通所介護		9時30分～16時30分
機能訓練の提供	有	9時30分～16時30分
送迎の提供	有	8時00分～ 9時30分 16時30分～
食事の提供	有	12時00分～13時00分
入浴の提供	有	9時30分～11時30分
口腔機能向上サービスの提供	有	8時00分～ 9時30分 11時45分～12時00分 12時30分～13時00分
利用時間の延長	無	

あなたに提供するサービス（介護予防通所サービス）

サービスの内容	提供の有無	おおむねの提供時間帯
共通的服务	介護予防通所サービス	9時30分～16時30分
	送迎の提供	有 8時00分～ 9時30分 16時30分～
	食事の提供	有 12時00分～13時00分
	入浴の提供	有 9時30分～11時30分
選択的服务	口腔機能向上サービスの提供	有 8時00分～ 9時30分 11時45分～12時00分 12時30分～13時00分

2 業務取扱い方針

- (1) あなたの心身の状況やご家庭の環境をふまえ、居宅介護支援事業者の作成する「居宅サービス計画」(要介護1～5のかた)、または介護予防支援事業者の作成する「介護予防サービス・支援計画」(事業対象者・要支援1・2のかた)と、わたしたちの作成する「通所介護計画」・「介護予防通所サービス計画」に従い、心身機能の維持、向上を図ることができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供します。
- (2) サービスの提供の開始に際しては、看護職員による健康チェックを行い、体調等の変化を確認します。

3 管理者及び担当の職員

あなたを担当する管理責任者及び担当職員は、次の者です。

管理責任者	青木 晴子	連絡先	0258-53-5139
生活相談員	青木 晴子	星野 民生	白樺 恵美子

管理責任者及び担当職員は変更となる場合がございます。その際は連絡をいたします。

4 ご利用者負担金

- (1) このサービスをご利用するにあたって、あなたにご負担していただく料金は、別紙の利用料金表のとおりです。なお、この料金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- (2) 社会福祉法人等による生活困難者に対するご利用者負担の減免措置を実施している市町村で、減免対象要件に該当するかたは、申請によりご利用者負担の減免を受けることができます。

5 ご利用の中止

- (1) サービスのご利用を中止される場合は、お手数ですが事前に、ご連絡ください。
 - ・連絡先 電話番号 0258-53-5139
 - ・担当者 青木 晴子 星野 民生 白樺 恵美子
- (2) あなたの都合でサービスのご利用を中止する場合、キャンセル料が必要ですので、前日営業時間内までにご連絡ください。
ただし、あなたの体調の急変など、緊急やむを得ない理由によりご利用を中止する場合は、キャンセル料はいただきませんが、別添利用料金表の食費をご負担いただきます。理由を問わず、迎えにあがった際は別添料金表の利用料金のご負担をいただきます。

6 ご利用にあたっての注意事項

- (1) 複数のかたが同時にサービスをご利用するので、周りのかたの迷惑にならないように注意してください。
- (2) 衣類等の持参品には、紛失防止のために名前の記入をお願いします。また、貴重品は持参しないでください。
- (3) サービスのご利用中に気分が悪くなったときは、職員に直ちにお申し出ください。
- (4) あなたの都合及び体調の変化などでサービスをご利用できなくなったときは、できる限り早めに事業者または、担当の居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者までご連絡ください。

- ・ 事業者 長岡市デイサービスセンター おおの苑
電話番号 0258-53-5139

- ・ 「通所介護」サービスをご利用（要介護1～5）のかた
居宅介護支援事業者 ()
介護支援専門員氏名 ()
電話番号 ()

- ・ 「介護予防通所」サービスをご利用（要支援1・2）のかた
介護予防支援事業者 ()
委託先居宅介護支援事業者 ()
介護支援専門員氏名 ()
電話番号 ()

- (5) 感染症などの病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供の際、事故及び体調の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じるとともに、緊急連絡先のかたに速やかに連絡いたします。また、賠償すべき事故が発生した場合は誠意をもって対応いたします。

8 非常災害対策

事業所は、火災、地震、風水雪害、その他の非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、避難、救出その他必要な訓練を年2回以上実施します。

9 事業継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続するため及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は職員に対し、事業継続計画について周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

10 衛生管理等

事業所における感染症の発生又は、まん延の防止をするために必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備いたします。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待は重大な人権侵害であり、権利・利益が損なわれる事が考えられる場合にはご利用者の尊厳の保持のため関係法の規定に関わらず防止します。
- (2) 虐待等の早期発見に努め、不適切なケアの段階から放置しないことを共通認識し、対応します。
- (3) すべての職員に対して、虐待等の防止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行い、年1回以上の研修を実施します。
- (4) 虐待等が発生した際はご利用者の権利・利益・健康・生命の安全の確保を優先します。又、速やかに事実確認を行い、長岡市に報告します。（通報義務）
- (5) ご利用者及びご家族からの虐待等に関する苦情受付窓口を設置し、苦情受付担当者（「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者」）は報告者の不利益が生じないよう個人情報等の取り扱いに細心の注意を払い対応いたします。

12 身体拘束原則禁止

- (1) サービスの提供にあたっては、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。
- (2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合は次の手続きにより行います。
 - ①「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束等にかかわる様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
 - ②身体的拘束を行う際は、ご利用者又はご家族へ説明し、同意を得てから実施いたします。
 - ③速やかな解除に向けて検討をしていきます。

1.3 職員の研修

(1) 事業所は、職員の資質向上を図るため、以下のとおり研修の機会を設けます。

①採用時研修 採用後2か月以内に実施

②継続研修 年6回以上実施

(2) 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

1.4 サービスに関する相談・要望・苦情

(1) 事業者における相談・要望・苦情の受付

相談や要望、苦情は以下の窓口で受け付けます。

担当窓口 センター長 青木 晴子
生活相談員 星野 民生 白椿 恵美子
電話番号 0258-53-5139

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

長岡市役所 介護保険課給付係	所在地 長岡市大手通1-4-10 電話番号 0258-39-2245 受付時間 8時30分～17時00分
新潟県国民健康保険 団体連合会 介護サービス相談室	所在地 新潟市中央区新光町4-1 新潟県自治会館本館3階 電話番号 025-285-3022 受付時間 9時00分～17時00分
新潟県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 新潟市中央区上所2-2-2 電話番号 025-281-5609
長岡市長寿はつらつ課 介護総合事業係	所在地 長岡市幸町2-1-1 電話番号 0258-39-2268 受付時間 8時30分～17時00分

1.5 第三者による評価(外部評価)の実施状況

第三者評価の実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

◎ 利用時に持ってくる物

- ・ デイサービス連絡帳（家庭よりの健康チェックの記入）
 - ・ 衣類（1組程度） ※ 入浴される方
 - ・ 上履き（ズック等履きなれた靴）
 - ・ 紙オムツ（使用者のみ3組くらい）
 - ※ 当日不足の場合は、当事業所の品物をお使いいただき、使用分を実費でいただきます。
 - ・ 現在使用している補装具、車いすなど
 - ・ 薬（内服者のみ当日の昼食時分）
 - ・ 歯ブラシ（必要な方は歯磨き粉等）
 - ・ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を更新のつど提出してください。
 - ・ 薬の説明書を変更のつど提出してください。
 - ・ ナイロン袋等（更衣後の衣類入れ）
- ※ 紛失しないようにすべての物に名前を記入してください。
- ※ 危険と思われる物品の持込をお断りします。
- ※ 金銭及び貴重品の管理は原則行っておりません。
（紛失等の責任は負いかねます。あらかじめご了承ください。）

< 重要事項（説明書）別紙 >

長岡市デイサービスセンターおおの苑 利用料金表(通常規模型事業所)

(適用 令和6年4月1日～)

◎通所介護(介護保険対象)

基本料金(7時間以上～8時間未満)	
要介護1	658円/回
要介護2	777円/回
要介護3	900円/回
要介護4	1,023円/回
要介護5	1,148円/回

+

加算料金		備考
ア 入浴介助加算(Ⅰ)	40円/回	
イ 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160円/回	月2回算定3ヶ月ごとに評価
ウ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56円/日	
エ 個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円/月	
送迎なし減算	△47円/回	片道につき

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円
科学的介護推進体制加算	40円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本料金+加算料金に5.9%を乗じた額を加算
介護職員等特定処遇改善加算	基本料金+加算料金に1.2%を乗じた額を加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本料金+加算料金に1.1%を乗じた額を加算

※【ア～エ】サービスを実施した場合加算となります。

◎介護予防通所サービス(介護保険対象)

基本料金(共通的服务)			
要支援1 事業対 象者	月額 1,798円	サービス提 供体制強 化加算	88円
要支援2	月額 3,621円	サービス提 供体制強 化加算	176円

加算料金(選択的服务)		備 考
ア 口腔機能向上加算 (Ⅱ)	160円	月1回算定
送迎なし減算	△47円/ 回	片道につき

+

科学的介護推進体制 加算	40円/月
介護職員処遇改善算 (Ⅰ)	基本料金+加算料金 に5.9%を乗じた額を 加算
介護職員等特定処遇 改善加算	基本料金+加算料金に 1.2%を乗じた額を加算
介護職員等ベースアッ プ等支援加算	基本料金+加算料金に 1.1%を乗じた額を加算

※【ア】サービスを実施した場合加算となります。

*介護保険対象利用料金は、1割負担の場合の料金です。

◎その他介護保険対象外費用

- ・食 費 1食 750円 ※おやつのみ 120円
(当時キャンセルされた場合、食材料費として同料金を
いただきます。)
- ・おむつ代 実 費 (持参いただいた物が不足の場合)

◎利用料は上記のとおりですが、各種軽減制度(該当者のみ)の適用を受ける場合は、その制度の軽減割合に基づいた金額になります。必ず軽減証の提示が必要です。

◎利用料は毎月25日までにお支払いいただきます。

個人情報 の 使用 に 係 る 同 意 書

以下に定める条件のとおり、私（入居者及びその家族）の個人情報を下記利用目的の必要最低限の範囲内で使用し、提供または収集することに同意します。

記

1 使用期間

介護サービスに必要な期間及び契約期間に準じます。

2 使用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 入居者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供の場合
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整の場合
- (4) 入居者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 入居者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議に情報提供の場合
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。
また、入居者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

長岡市デイサービスセンターおおの苑の利用にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付いたしました。

上記契約を証明するために、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印のうえ、それぞれ1通ずつを保有するものといたします。

令和 年 月 日

<事業者> 住 所 新潟県長岡市栃尾泉 419 番地 2
事業者名 社会福祉法人 刈谷田福社会
代表者名 理事長 岸 弘 道 印

<説明者> 所 属 長岡市デイサービスセンターおおの苑
職 氏 名 生活相談員 印

私は、契約書および本書面において、説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

<利用者> 住 所
氏 名 印

<代理人> 住 所
氏 名 印

<家族代表> 住 所
氏 名 印

令和 6年 4月